

# 出産助成金制度が変わります

令和4年4月～

令和4年4月以降に母子手帳交付を受けた方から対象となります

## 1. 助成額が変わります

宿泊先に応じて助成額が変わります

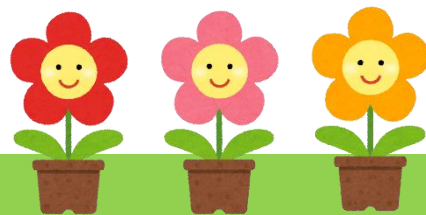
宿泊施設	マンスリー、ホテルなど	25万円
宿泊施設以外	実家など	15万円

## 2. 申請方法が変わります

出生届提出後、必要書類を揃えて申請

(母子ともに帰島後、申請してください)

## 3. 所得制限はありません



## 申請手続きについて

### 助成対象者

- ・ 出産予定日の3か月前から久米島町に住所がある方
- ・ 本町に居住実態がある方
- ・ 出産のため、妊娠35週6日までに島外に出る方
- ・ 税金・徴収金などの滞納がない方

下記、提出書類①～④を揃えて、福祉課窓口に申請してください。

- ① 搭乗証明書又は乗船証明書
- ② 渡航に係った領収書（往復分）
- ③ 宿泊先領収書（宿泊施設利用の場合）
- ④ 母子手帳



**助成金の支給後、申請内容に偽りがあったことが判明した場合、相違があり助成要件に該当しなかった場合は、出産助成金は返還となります。**